

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章</p> <p>第 1 節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>1288Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 43 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (平成 31 年 2 月 27 日経企第 2866 号) (実施期日) この改正規定は平成 31 年 3 月 8 日から実施します。</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>1288Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの	(略)	(略)	<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章</p> <p>第 1 節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 43 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 2 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 10 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの	(略)	(略)
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>1288Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの																
(略)	(略)																
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの																
(略)	(略)																

J a p a n W e l c o m e S I M サ ー ビ ス 契 約 約 款

[ 改 正 後 ]

[ 現 行 ]

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては128Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)

附則 (平成31年2月27日経企第2866号)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年3月8日から実施します。

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては98Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

[ 改 正 後 ]

[ 現 行 ]

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては128Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)

附則 (平成31年2月27日経企第2866号)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年3月8日から実施します。

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては98Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)